

ブロック塀等撤去費用の補助金のお知らせ

地震に伴う倒壊などによる被害を防止するため、対象のブロック塀などの撤去費用を補助します。申請には事前協議などが必要です。詳しくは、お尋ねください。

＼ ご自宅のブロック塀は老朽化していませんか？ ／



ページID 1026307

対象の堀

①～③の**全て**に該当する場合に対象となります。

- ① **一宮市内**にあるコンクリートブロック等（※１）で築造した塀
- ② 公共の**道路に面している**ブロック塀等
- ③ 道路から**高さ１ｍ以上**のブロック塀等

※1：レンガや石材等の組積造の塀も含まれます。

補助金額

上限 **10** 万円

- ①、②のいずれか少ない額の2分の1
- ① 対象ブロック塀等の撤去・処分にかかる工事費
- ② 撤去する対象ブロック塀等の長さ (m) × 1万円

補助金を申請する場合は事前相談が必要です。

受付期間

2025年**12**月**15**日(月)まで

※予算の上限に達し次第受付終了となります。

※工事完了から30日または2026年2月2日のいずれか

早い期日までに「完了実績報告書」を提出する必要があります。

申請の受付は
先着順

注意事項

- ① 補助金を利用される方は必ず**工事の契約前・着手前**に申請が必要です。
※申請前に契約・工事着手すると、**補助金を交付することができません**のでご注意ください。
- ② ブロック塀は**全て撤去**することが条件となります。
- ※例：8段積みのブロック塀の内、上5段のみを撤去する場合は、補助の対象外となります。

／ 詳細については一宮市 建築指導課 建築安全推進グループまでお問合せください ／

電話 0586-28-8644 (直通)

↓ 回覧確認にご利用ください ↓



一宮市 2025年度（令和7年度）

裏面

屋根耐風対策費補助のお知らせ

／ 瓦屋根診断費・瓦屋根改修工事費を補助します ／

暴風に伴う屋根被害を防止するため、対象の瓦屋根の**耐風診断**と**耐風改修**（屋根を**全面改修**する場合のみ）の費用を補助します。申請には、事前協議などが必要です。詳しくは、お尋ねください。

対象の建物

次の条件を**全て満たす**ものが対象となります。（④は改修工事のみ適用）

- ① 屋根材が瓦であり、令和3年12月31日までに葺いたものであること。
 - ② 建築基準法その他の法令に基づき適正に建築されたものであること。
 - ③ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
 - ④ 昭和56年6月1日以降の建築確認がなされたものであること。※
- ※ 昭和56年5月31日以前の建物の場合で、建築士等による耐震診断の結果、耐震性を有する場合や耐震改修が行われたものである場合は対象となります。

補助金額

瓦屋根診断 ▶▶ 上限 2万1千円

瓦屋根耐風診断に要する費用に3分の2を乗じて得た額

瓦屋根改修 ▶▶ 上限 55万2千円

①、②の金額のいずれか少ない額に100分の23を乗じて得た額

- ① 瓦屋根改修工事に要する費用
- ② 屋根面積（㎡）× 2万4千円

補助金を申請する場合は事前相談が必要です。

受付期間

2025年**12月15日**（月）まで

※予算の上限に達し次第受付終了となります。

※工事完了から30日または2026年2月2日のいずれか

早い期日までに「完了実績報告書」を提出する必要があります。

申請の受付は
先着順

注意事項

① 補助金を利用される方は必ず**工事の契約前・着手前**に申請が必要です。

※申請前に契約・工事着手すると、**補助金を交付することができません**のでご注意ください。

② 瓦屋根は**全て改修**することが条件となります。

問合せ先

一宮市 建築部 建築指導課（建築安全推進グループ）

電話 | 0586-28-8644（直通）

住所 | 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（本庁舎7階）



ページID 1060288